

第1章

就業支援に関する施策等

1 基本的考え方**(1) 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について**

母子家庭等対策については、平成14(2002)年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15(2003)年には母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が成立し、自立・就業に主眼を置いて、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開してきた。

また、平成18(2006)年12月には、「多様な機会のある社会」推進会議において、再チャレンジ支援総合プランが決定されたほか、今般、新たに母子家庭の就労移行に関する5年後の具体的な目標設定などを含む「成長力底上げ戦略」がスタートしており、平成19(2007)年度においては、こうした状況や同法が最終年度を迎えることを踏まえ、新たに下記のとおり施策を講じ、就業支援を始めとして自立支援対策の強化を図っていく。

(子育て・生活支援)

①母子生活支援施設等を退所する母子家庭等のための身元保証人確保対策事業の創設

(就業支援)

②母子家庭等就業・自立支援センター事業の全国展開

③母子自立支援プログラム策定事業や母子家庭自立支援給付金事業の実施自治体の拡充

④母子家庭の母が在宅就業の機会を得るための支援事業の創設

⑤母子家庭の母を積極的に雇用する民間企業に対する法人からの寄付金について、税制上の優遇措置の創設

(養育費の確保)

⑥養育費に関する情報提供、養育費取決め等に関する困難事例への対応等を行う「養育費相談支援センター」の創設

⑦母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の配置

(2) 成長力底上げ戦略

平成19(2007)年2月に取りまとめられた成長力底上げ戦略(基本構想)においては、平成19(2007)年度を本格実施の準備及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組を展開する期間としており、具体的には、第1回成長力底上げ戦略推進円卓会議(平成19(2007)年3月開催)において合意した次の3点について、有識者、産業界・労働界及び政府関係者がそれぞれ密接に協力しつつ、母子家庭の就労支援の強化についても、積極的に取り組んでいくこととしている。また、地方レベルでは、各都道府県に地方版円卓会議を設け、本戦略の積極的な推進を図っていく。

①人材能力戦略

「職業能力形成システム」や「実践型教育システム」を構築するとともに、「ジョブ・カード（仮称）」を導入するため、構想委員会を設置し、具体的構想の検討を開始する。

②就労支援戦略

「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」を新たに策定し、実施する。また、母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点の全国展開やハローワークを中心とした「チーム支援」を行う。

③中小企業底上げ戦略

中小企業等における生産性の向上と最低賃金の引上げの基本方針について、検討を進めていく。

2 就業相談・就職支援

(1) ハローワークにおける職業相談・職業指導

公共職業安定所（ハローワーク）においては、今後とも、母子家庭の母を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施していく。

特に、マザーズハローワークにおいては、再就職を希望する母子家庭の母を含む子育て女性等に対し、子ども連れでも来所しやすい体制を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな就職支援、求人情報や地方公共団体等との連携による子育て情報の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を引き続き行う。また、平成19（2007）年度においては、マザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」（36県各1か所ずつ）を設置して同様のサービスを展開し、子育て女性等に対する就職支援の充実を図る。

なお、マザーズハローワーク及びマザーズサロンにおける担当者制によるきめ細かな就職支援については、平成19年度の目標として、当該支援を受けた対象者数が10,000人（年間）を上回ること、また、当該対象者の就職率が70%を上回ることを目指すこととしている。

(2) 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母に対する就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センターについては、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置することとしているが、中核市と都道府県との共同設置、都道府県による代行実施等、地域の実情に応じた取組を推進することにより、平成19（2007）年度においては全国展開を図り、対象となる自治体すべてをカバーすることとする。

さらに、各地の好事例などの周知を図るとともに、母子家庭就業支援マップ等を作成することにより、就職、資格取得、常用雇用転換などの成果が上がる取組を意識した事業展開を図っていくこととする（図表1-1-1）。

また、平成19（2007）年10月からは、養育費の取得率の向上を図るため、養育費専門の相談員を母子家庭等就業・自立支援センターに配置するとともに、困難事例については、養育費相談支援セ

ンターとの連携による支援を行っていくこととする。

図表 1-1-1 平成 19 (2007) 年度における母子家庭等就業・自立支援センターの実施自治体数

	都道府県(47)	指定都市(17)	中核市(35)	合計(99)
平成19年4月時点	47か所	17か所	30か所	94か所
平成19年度末(予定)	47か所	17か所	35か所	99か所
年度末での実施割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 予定の数字は平成19(2007)年3月現在で把握した数である。

(3) 母子自立支援員の配置

母子自立支援員は、母子家庭の抱えている問題を把握し、就業相談などその解決に必要な助言及び情報提供等を行い、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行う役割を担っており、国として、養育費相談への対応強化を含め、全国研修会の充実を図るなどその資質の向上を図るとともに、地方公共団体に対して適切な配置について助言する。

(4) 母子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の母子家庭の実情、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、就業に結び付けていく母子自立支援プログラム策定事業について、平成19(2007)年度はより多くの地方公共団体において実施されるよう、この事業の意義、効果等を周知するとともに、母子自立支援プログラム策定員について、母子自立支援員等との兼務を可能とするほか、事業実績に応じた補助方式へと見直すことにより、地方公共団体の取組を促す(図表1-1-2)。

また、ハローワークに就労支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターを配置し、個々の児童扶養手当受給者の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を実施する。

図表 1-1-2 平成 19 (2007) 年度における母子自立支援プログラム策定事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(17)	中核市(35)	一般市等(768)	合計(867)
実施自治体数(予定)	41か所	17か所	31か所	313か所	402か所
実施割合	87.2%	100.0%	88.6%	40.8%	46.4%

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 予定の数字は平成19(2007)年3月現在で把握した数である。

なお、「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ。)

3 職業能力開発

(1) 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、平成19(2007)年度においても引き続き、訓練の受講を希望し、本人の職業能力、求職条件等から受講の必要性の高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんすることとし、これらの者のうち公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講するものには、雇用対策法に基づく訓練手当を支給することとする。

また、母子自立支援プログラムに基づき就労支援を行う母子家庭の母等を対象に民間の教育訓練機関等の多様な委託先を活用した「準備講習付き職業訓練」を引き続き実施し、母子家庭の母等の職業的自立の促進を図っていくこととする。

(2) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母に対し経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業は、平成19(2007)年度において703の地方公共団体で実施され、実施割合は81.1%となる予定である。「子ども・子育て応援プラン」では、平成21(2009)年度までに同事業を全都道府県・市等で実施することを目標としていることから、今後、より多くの地方公共団体で自立支援教育訓練給付金事業が実施されるよう、地方公共団体に対し、この事業の意義、効果等を周知していく(図表1-1-3)。

また、教育訓練の必要な者が適切に支援に結び付くよう、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の際に、併せて、自立支援教育訓練給付金事業などの就労支援事業の内容等が母子家庭の母に周知されるよう、地方公共団体に対し、助言を行っていく。

なお、雇用保険の教育訓練給付制度において、給付割合が4割から2割へと変更されることに伴い、この給付金についても、平成19(2007)年10月から支給割合を変更する予定としている。

図表1-1-3 平成19(2007)年度における自立支援教育訓練給付金事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(17)	中核市(35)	一般市等(768)	合計(867)
実施自治体数(予定)	47か所	17か所	33か所	606か所	703か所
実施割合	100.0%	100.0%	94.3%	78.9%	81.1%

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)予定の数字は平成19(2007)年3月現在で把握した数である。

(3) 高等技能訓練促進費

母子家庭の母が看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合にその者に対し一定の手当を支給する高等技能訓練促進費事業は、平成19(2007)年度において551の地方公共団体で実施され、実施割合は63.6%となる予定である。より多くの地方公共団体で高等技能訓練促進費事業が実施されるよう、地方公共団体に対し、この事業の意義、効果等を周知するほか、母子家庭の母に対する事業の周知を図るとともに、事前相談の機会に希望者の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込みを的確に把握し、確実に就業に結び付けるように事業運営について配慮を求めている。

くこととする(図表1-1-4)。

また、高等技能訓練促進費の受給に加えて、無利子の母子寡婦福祉貸付金(生活資金又は技能習得資金)の利用が可能であることについて周知を図っていく。

図表1-1-4 平成19(2007)年度における高等技能訓練促進費事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(17)	中核市(35)	一般市等(768)	合計(867)
実施自治体数(予定)	46か所	17か所	29か所	459か所	551か所
実施割合	97.9%	100.0%	82.9%	59.8%	63.6%

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)予定の数字は平成19(2007)年3月現在で把握した数である。

(4) 保育士資格の取得

保育士資格の取得に関しては、母子家庭等の就労を支援する観点から、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について、

- ①指定保育士養成施設において必修科目となっている保育実習の一部を、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事したことをもって免除できる
- ②保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できる

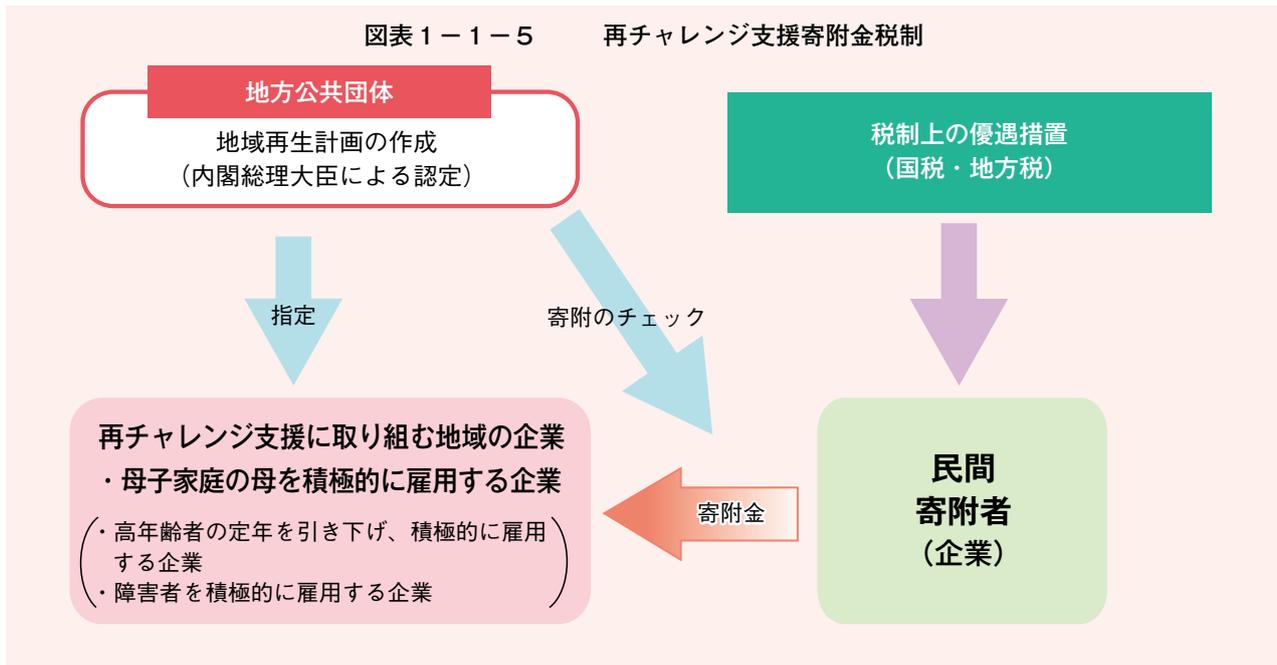
取扱いとなっており、平成19(2007)年度においても、引き続き、こうした取扱いの周知を図っていく。

4 雇用・就業機会の増大

(1) 再チャレンジ支援寄附金税制

平成19(2007)年度から、母子家庭の母の雇用促進に資する、地域における再チャレンジを支援するための税制措置が創設され(図表1-1-5)、地域再生法に基づき、地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された、母子家庭の母等を積極的に雇用する企業であって当該地方公共団体が指定したもの(特定地域雇用会社)に対する法人からの寄附金について、寄附金額を損金算入の対象とできることとなっている。

図表1-1-5 再チャレンジ支援寄附金税制



(2) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、平成19(2007)年度においても、引き続き、これらの者をハローワーク又は職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給する。

(3) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母を常用雇用として雇用した場合に事業主に対して奨励金を支給する常用雇用転換奨励金事業は、平成19(2007)年度において264の地方公共団体で実施され、実施割合は30.4%となる予定である(図表1-1-6)。

この事業は、臨時・パート等で就労している母子家庭の母の常用雇用への転換を促進するための事業であることから、より多くの地方公共団体において実施されるよう、地方公共団体に対し、この事業の意義、効果等を周知するほか、ハローワークをはじめ関係機関と連携して事業主への周知に努めることとする。

図表1-1-6 平成19(2007)年度における常用雇用転換奨励金事業の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(17)	中核市(35)	一般市等(768)	合計(867)
実施自治体数(予定)	41か所	8か所	22か所	193か所	264か所
実施割合	87.2%	47.1%	62.9%	25.1%	30.4%

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ
 (注)予定の数字は平成19(2007)年3月現在で把握した数である。

(4) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長い

ため就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にあるため、平成19(2007)年度においても引き続き、これら母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用(トライアル雇用)制度を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っていくこととする。

(5) たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、平成19(2007)年度においても母子家庭の母の支援の一環として、母子及び寡婦福祉法第26条等に基づき、同法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者等については、製造たばこの小売販売業の許可に際して適用している距離基準を緩和した距離を適用していくこととする。

(6) 母子福祉団体等への事業発注の推進

地方公共団体等に対し、平成19(2007)年度においても引き続き、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨に従い、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮することについて、母子家庭施策担当者の全国会議の場等を通じて周知を図っていく。また、地方公共団体においても、都道府県版円卓会議の場を通じた関係者への周知を図るよう、要請していく。

(7) 在宅就労の推進

情報通信機器を活用し在宅で就業する就業形態は、子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母にとって、関心の高い働き方である一方で、発注企業にとって、人材募集・人材ノウハウが不足していたり、子どもの急病等により納期を遵守できないケースが見られるなどの課題があり、十分に普及していない状況にある。こうした就業形態の開発・普及を図るため、先駆的に事業を行う在宅就業関係団体に対し支援等を行う。

(8) 特定事業推進モデル事業

地方公共団体が、地域の実情に応じ、母子家庭の新たな就労の機会を創出するなど先駆的な事業を推進するための特定事業推進モデル事業を、平成19(2007)年度においても引き続き実施する。

(9) 母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰

平成18(2006)年度に創設した母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度について、平成19(2007)年度においても引き続き実施し、母子家庭の母の就業の促進に向けた社会的機運の醸成を図っていく。